

弓道場基本使用料金表

(円)

区分			金額					
			午前	午後	夜間	全日	延長時間	
			9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時	21時を超える30分につき
近的射場	全部を利用する場合	平日	2,560	3,410	5,110	11,080	420	740
		土曜日、日曜日及び祝日	3,090	4,160	6,180	13,430	520	950
	2分の1の面積を利用する場合	平日	1,590	2,120	3,190	6,900	310	520
		土曜日、日曜日及び祝日	1,910	2,560	3,830	8,300	310	630
遠的射場	弓道に使用する場合	平日	1,590	2,120	3,190	6,900	310	520
		土曜日、日曜日及び祝日	1,910	2,560	3,830	8,300	310	630
	アーチェリーに使用する場合	平日	950	1,270	1,910	4,130	200	310
		土曜日、日曜日及び祝日	1,170	1,590	2,340	5,100	200	420
研修室			1,910	2,560	3,830	8,300	310	630
個人で近的射場又は遠的射場を利用する場合			310	310	520	1,140	100	100

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料に類するものをいう。

2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

3 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「12時～12時30分」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

※使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記に掲げるとおりとする。

ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額
- (2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、基本使用料の1.5倍に相当する額

弓道場附属設備使用料金表

(円)

放送設備	一式	1,050
電光式得点揭示器	一式	1,050
手動式得点揭示器	一式	100
テント	1張	310
机	1個	50
椅子	1脚	20
シャワー設備	1回	100

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、時間を単位とするものを除き、弓道場基本使用料金表の金額欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。

2 「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。